

## 泉南市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

#### (回答)

大阪府の完全失業率は平成18年平均で5.7%、全国(4.1%)より1.6ポイント高く推移しております。雇用失業情勢は徐々に改善傾向になっているものの、いわゆる就職困難者等の現状は依然厳しいものであると認識しております。特に障害者・母子家庭の母親・中高年齢者・若年者などの雇用・就労が、社会的事情などにより著しく阻害されています。その阻害要因を克服し雇用確保・創出を支援するため、大阪府及び関係機関と相互に密接な連携を図りながら、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進に取り組んでいきたい。(商工労働課)

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

#### (回答)

大阪府は平成19年5月に「ものづくり基盤技術産業クラスター推進設置要綱」を施行、また「基盤技術基本計画(案)」も出されました。新分野進出等を行う中小企業に対する支援を通じて雇用機会の創出を図ることは、労働者の雇用の安定のためにも重要となっています。生産拠点の海外移転等の経済上の理由により雇用状態の悪化が懸念されますが、一方で、大阪ではものづくりの基盤となる技術が集積しており、これらを活用した雇用開発が緊急の課題となっております。技術の承継・発展やそれを活かした大阪らしい新事業展開によって雇用創出につながる施策について、大阪府と連携した取り組みを検討していきたい。(商工労働課)

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

#### (回答)

経済は回復基調が続いており、産業・経済が今後も発展を続けていくためには、中小企業で人材の育成・雇用の確保などが不可欠です。産業界の技術革新の進展や職業構造の変化等に対応できる基礎的技能の補完や高度技術に対応できる知識・技能の習得などを促進するため、ハローワークをはじめ関係機関と連携を密接にし、職業能力開発・技能向上の推進に努めていきたい。

(商工労働課)

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

「南大阪若者サポートステーション」事業を広域的に実施しており、支援ネットワークでの情報の提供・共有など今後も継続し、一人でも多くサポートできるよう啓発等に努めていきたい。

(商工労働課)

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

今後も関係機関等と連携を密にし、雇用・労働施策の強化に努めてまいります。

(商工労働課)

## 2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

泉州地域で社会経済の大きな役割を担っている中小企業で働く「人」＝「労働者」は、経済活動の根幹です。優れた技能の伝承や人材の育成は、どの分野においても重要な課題となっております。今後、「技能伝承者活用促進事業」や卓越した技能者表彰等を実施する大阪府雇用推進室とも連携し、人的資源の一層の活用やその育成に投資する施策構築についての検討・研究に努めてまいりたいと考えております。

(商工労働課)

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

本市のある泉州地域においては、昨年8月に関西国際空港第2滑走路の供用開始により国際物流拠点としての機能を本格的に発揮ははじめ、アジアとの航路も大幅な増大が見込まれることから、まさにアジアゲートウェイとして、今後の産業躍進を期待しております。「大阪産業・成長新戦略」は、大阪の強みを活かせる戦略産業やそれを支える基盤産業の高度化、人材の育成・確保をテーマに策定され、東アジアとの交流促進を図る「アジアのにぎわい都市大阪ビジョン」と

ともに大阪の魅力を高め強い再生をめざすものとなっています。こういった理念のもと、国際物流拠点としての泉州地域の一層の整備を今後進めるとともに、多種多様な企業の誘致を図り、近隣市とも連携し産業拡大に努めてまいります。(商工労働課)

### 3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

「泉南市行財政改革集中改革プラン」に基づき取り組んでまいります。(行財政改革推進室)

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

負債については、資産形成と利益者負担の公平の観点から必要最小限に止めており、財政の基礎的収支についてもおおむね良好な状態にあるが、財政の健全化については、新法を見据えてさらなる取り組みを進めてまいりたい。(財政課)

### 4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

大阪府の「保健医療計画」を受け、本市においても、救急医療・小児科産科医療の地域連携のため、近隣市町と協議を行っているところです。特に産科・小児科の医師不足は深刻で、広域での集約化が進められているところです。(保健推進課)

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護保険法では、利用者が事業所の情報を比較検討し適切に介護サービスの選択を行えるよう

に、サービス内容や運営状況・職員体制・施設整備・利用料金・サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務付けられています。これからも、事業者がサービス提供体制等に関する自己情報を積極的に開示するよう働きかけます。

市の苦情・相談窓口は高齢障害介護課を中心に各関係課に設置しており、また地域の身近な相談窓口として、地域包括支援センター・いきいきネット相談支援センターと連携をとりながら対応しております。さらにボランティアを活用した第三者的な立場での苦情・相談体制として、引き続き「介護相談員派遣事業」に取り組み、相談員の養成と資質の向上を図ってまいります。

(高齢障害介護課)

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターにおきましては、介護サービスをはじめ保健・福祉サービス、権利擁護、介護予防、インフォーマルな地域住民の福祉活動等の情報の提供を行いながら、総合的な相談に対応しております。

また現在、泉南市地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターの設置・運営に関しての公平性・中立性の確保に努めており、被保険者代表として2名の委員にご参加いただいております。今後も円滑で適正な運営を行うため、運営協議会の機能の充実を行ってまいります。

(高齢障害介護課)

(4) 高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

泉南市老人クラブ連合会については本市においても活動を推進しており、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、各種スポーツ大会や地域における清掃活動、寝たきり高齢者等への友愛訪問などの地域活動を実施しております。また、60歳代の比較的若い高齢者に対しても積極的に老人クラブ加入の働きかけを行い、地域活動への参加を促進しております。

今後におきましてもボランティア団体等と連携を深め地域活動の場を広げるとともに、地域包括支援センターをはじめとする保健・福祉等の関係機関と連携を図りながら、高齢者の健康維持及び介護予防の充実を図ってまいります。

(高齢障害介護課)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

就労支援によって自立につなげるには、被保護者との信頼関係を確立・維持し、面談等を通じて被保護者の抱える自立阻害要因を的確に把握したうえで、被保護者の個別の実情に応じたきめ細かな支援体制・システムが不可欠です。被保護者の就労については従来からハローワークへの同行、技能取得を目的とした生業扶助費の支給等の支援を行っており、自立支援プログラムとして平成17年度から実施している生活保護受給者等就労支援事業に加え、今年度より就労自立支援カウンセリング事業を行っております。(生活福祉課)

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

保健所での無料検査が実施されていますが、関心が高いという状況にはありません。地元医師会や地域のボランティアの協力を得ながら啓発に努めます。(保健推進課)

## 5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度(休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等)のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

休日保育・一時保育につきましては平成19年度から実施しており、延長保育につきましては平成18年度より7時から19時まで実施しています。なお夜間保育につきましては、延長保育で対応していきます。病後児保育につきましては平成20年度から実施します。

地域の子育て支援につきましては、地域子育て支援センターを4中学校区にそれぞれ1ヶ所、平成20年度までに整備します。ファミリーサポートセンター事業につきましては、平成17年度から実施しています。

今後とも各関係機関や地域と連携しながら、子ども関係機関連絡会議を中心に子育て支援の拡充・強化に努めてまいります。(子育て支援課)

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

正職員の採用を行っていない関係から正職員の増加は困難な状況にあります。保育士の労働条件等につきましては、フリー保育士を各保育所に3名配置するなど他市に比べて遜色のない職場環境を維持しているものと考えており、健康管理についても特別検診を毎年度実施するなど十分に注意を払っています。また、人材育成のための研修につきましては、各保育所内の研修や全体研修等で人権をはじめとした各種の研修を実施しています。(子育て支援課)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

現時点では、対象児童の極めて少ない1小学校を除いてすべての小学校で実施しているが、当該小学校についても今後努力していきたい。

留守家庭児童会では小学校1年生から3年生までの低学年の児童を受け入れているが、対象児童を拡大することにより、それに伴う指導員の増加や施設の拡充など財政的にも市の負担が増大すること、また受益者負担の考え方から運営費にかかる一部を留守家庭児童会会費として負担していただかなければならないこともあり会費の増額も考えられるなど、様々な問題があるため、現時点では対象児童を拡大することは難しい状況であると思われる。

環境の整備・事業の拡充については今後も努力していく。

問題の把握・改善については、各施設の指導員と連携を密にし改善に努力していきたい。

(生涯学習課)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域教育協議会では、地域安全マップの作成や巡回パトロール等の取り組みを通じて、地域ぐるみで子どもを守るための保護者・地域・学校の連携強化・推進に努めています。

教育委員会では、子ども安全パトロール員の募集や青パト支援事業等、「地域ぐるみで子どもを守るネットワーク推進事業」を展開し基盤整備を進めているところです。(指導課)

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄え

るものとする。

(回答)

進路選択支援事業を通して奨学金等の相談に応じるなど、奨学金制度の広報に努めます。就学援助制度は一部を除いて市町村に財源委譲されましたが、一定の水準を維持するために工夫しながら、義務教育への就学の支援に努めます。(学務課)

## 6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

本市においては、平成14年度より「人権ケースワーク事業」を実施し、泉南市人権擁護委員との連携による人権相談・救済システムの整備にも努めております。また、社会的マイノリティに対する差別はもとよりあらゆる差別をなくすため、引き続き啓発の充実を図っていききたいと考えています。(人権推進課)

## 7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市においては、平成14年3月に「せんなん男女平等参画プラン」を策定しております。このプランは平成19年度が中間年にあたり、国内外や社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行う予定であり、プランを着実に推進できるよう改訂にむけ現在作業を進めているところです。

審議会等への女性参画については国に準じた目標値を設定する予定であり、達成できるよう推進していききたいと考えております。(人権推進課)

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

本市では、男女共同参画社会の実現にむけ、平成14年3月に「せんなん男女平等参画プラン」を策定しており、広く市民の皆様にご理解いただくため、男女共同参画社会づくり講座やフォーラム、女性相談及び女性のための電話相談、啓発冊子の作成等の事業の実施に努めているところです。条例制定につきましては、できる限り早期の制定にむけて今後検討してまいりたいと考えております。

(人権推進課)

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市においては、女性が日常生活のなかで直面する諸問題について、女性問題解決の視点をもったカウンセリングを通じて問題を解決し自己実現できることを目的とした「女性相談（面接相談）」、ならびに女性の視点から自立と主体的な生き方をめざし、問題解決のためのサポートを目的とした「女性のための電話相談」を開設しており、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスをはじめ様々な問題に対応できるよう努めております。

市民への周知については、毎月「広報せんなん」への相談案内の掲載や本年1月号に改正DV法の概要を掲載するなど情報提供を行っています。さらに定期的に勉強会や研修等を開催し、電話相談員の資質向上を図っています。

ドメスティック・バイオレンスの相談者については、岸和田子ども家庭センターと連携をとって対応を行っています。

(人権推進課)

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

5(1)の事業を拡充・強化するとともに、「泉南市次世代支援対策地域行動計画」に基づき地域における子育て支援・親子の健康確保・教育環境の整備・仕事と家庭の両立・子どもの安全確保・要保護児童への対応などについて、具体的な施策の推進に努めてまいります。（子育て支援課）

## 8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減する

という大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

（回答）

地球温暖化問題はますます深刻となっており、本年よりいよいよ京都議定書の第1約束期間に突入しております。

本市においても温室効果ガスの排出を抑制するため、早急に「泉南市地球温暖化防止実行計画」を策定し、地球温暖化防止に取り組んでいきます。（環境整備課）

(1)ー② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

（回答）

大阪府及び施設整備課と連携し、可能な施設があれば緑化面積を増やせるよう検討します。

（環境整備課）

(1)ー③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

（回答）

大阪府と連携し、温室効果ガス削減のためアイドリングストップ運動の啓発を行います。

（環境整備課）

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講ずること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

（回答）

現在清掃課では、ビン・缶・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装・新聞・雑誌・段ボール・その他紙製容器包装の分別収集・リサイクルを行っています。

また、生ごみ処理機購入補助金制度・有価物集団回収報奨金制度なども行うとともに、広報や各種団体を通じて分別収集・リサイクルなど資源循環型社会の必要性を訴えており、これからも継続していく所存です。（清掃課）

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

不法投棄防止のため監視カメラの設置を予定しています。監視パトロールにつきましては、さらなる強化をまいります。(環境整備課)

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

下水道計画区域内外で当分の間下水道が整備されない区域については、合併処理浄化槽による生活排水処理を奨励し、より一層の普及促進を図ってまいります。(環境整備課)

## 9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

東南海・南海地震が危惧されるなか、本市では平成17年に「地震防災対策推進計画」を「地域防災計画」に追加し、その後「津波ハザードマップ」の配布(平成18年度)や洪水ハザードマップと土砂災害危険地域を追加した「総合防災マップ」の策定・配布(平成19年度)をしたところでは、

災害時用の備蓄食糧は、毎年度少しずつではありますが追加増量を図っており、また一方で、市の必須備蓄量を確保できるよう、市内の大型店舗との防災協定や商工会とともに個人店舗においても食料・飲料・生活必需品についての防災協定を締結しております。

防災訓練については、職員を対象とした訓練のほか、自主防災組織や地区の区長や住民の参加を前提とした訓練を実施しております。(政策推進課)

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

学校施設の耐震化促進につきましては、現在、国の地震防災対策特別措置法に基づく「第3次地震防災緊急事業5ヶ年計画」を活用し、耐震化に取り組んでいるところです。教育委員会といたしましては、厳しい財政状況下ではございますが、今後も計画的な学校施設の耐震化に計画的かつ優先的に取り組んでまいりたい。また、同事業の推進を図るべく、大阪府とも連携しながら国に対し補助率の嵩上げ等を強く要望してまいりたい。  
(教育総務課)

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

市民体育館に設置しておりますが、他の施設につきましても検討してまいりたいと考えます。  
(文化・スポーツ振興課)

## 10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

近年農業を取り巻く状況は、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加等深刻な状況にあり、現在農地の遊休化の防止・解消にむけての取り組みが農業委員会系統組織で行われており、また遊休農地の活用等については、農協が農家と取り組んでいるところです。

さらに、大阪府が新年度より施行する「農業条例」において、農空間の保全と活用のための様々な仕組みが検討されており、今後それらの施策を活用した農業行政の展開を図ってまいりたいと考えております。  
(農林水産課)

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

違法駐車を取り締まり強化は、地元区と協同で今後も実施してまいります。また貨物車両用の各種施設の整備については、調査・研究してまいります。  
(環境整備課)

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

旧交通バリアフリー法に基づく基本構想が策定済みの和泉砂川駅周辺地区につきましては、平成18年8月に都市計画道路の変更を行い、駅北側の交通広場設置や歩道の整備による歩車分離等を決定したところです。今後はその事業化を進めてまいります。

補助・支援制度につきましては、国・大阪府とも連携し、財政事情の許す範囲で支援に努めてまいります。  
(都市計画課)

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

歩車分離信号については、多数の歩行者が交差点を横断する場合には有効であると考えておりますが、所轄警察署等関係機関と検討してまいります。  
(環境整備課)

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

すでに導入している市町村の事例等を調査・研究してまいりたいと考えております。

(環境整備課)

## 11. 独自要請

中小企業勤労者福祉推進事業の取り組みについて、中小企業勤労者福祉サービスセンター(互助会)の設置もしくは近隣自治体との広域化の研究及び実現にむけての取り組みをお願いいたします。

(1) 中小企業が経済社会の重要な地位を占めていることはご存知のところであり、今後とも中小企業の役割は一層大きいと考えられます。特に泉州地域における中小企業の事業とその環境は際立って存在し、精一杯の事業努力がなされていると考えられます。こういったなか、一般的には大企業との間に労働条件・労働福祉面の格差が生じています。

(2) すでに昭和63年度に地域自治体を中心となって中小企業勤労者及びその事業主が相協力して市町単位に「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、福祉事業を行うことに対して、市町を通じてその管理運営費等の一部を助成する制度があります。

(3) 自治体によってはすでに「勤労者福祉サービスセンター」を設置されうまく運用できていると思われませんが、広域化を図ることで自治体の経費を抑えることもできますし、サービスの多様化も考えられます。

こういった制度等を活用し中小企業勤労者の福祉向上及び地域活性化にご尽力賜りたく、ご要請を申し上げます。

## (回答)

(1)について、泉州地域における中小企業者の占める割合は大変高く、また経済社会において果たしている役割も大変大きいと認識しております。そういった中小企業で働く労働者の労働条件の改善・労働福祉面の向上は重要な施策と考えております。労働者の労働条件や福利厚生の上昇のために活動する労働団体に対して補助金の交付を行い支援するとともに、労働者の退職金となる独立行政法人勤労者退職金共済機構の実施する「中小企業退職金共済制度」に加入する事業者にも、その掛金の補助を行っているところです。今後も勤労者の労働条件の改善や福利厚生の上昇を図り、大企業との格差是正にむけ努力してまいりたいと考えております。(商工労働課)

(2)の「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の設置につきましては、大阪府雇用推進室が昨年度泉南地域において事業者を実施しました「事業所福祉共済制度」アンケート調査の結果を踏まえ、広域的な導入や適切な事業の構築を今後も検討し、国の補助制度等の情報収集にも努め、関連機関・労働関係団体と連携し、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

(3)について、昨年度実施しました「事業所福祉共済制度」アンケート調査の結果や各市の財政状況等を踏まえ先進市の状況を研究するとともに、広域化により制度の向上を図ることや経費を抑えることが可能であるならば、広域的な連携を深め、勤労者のニーズに合ったサービスの構築のため、努めてまいりたいと考えております。(商工労働課)